

HEM-Net 医師・看護師等研修助成事業助成金交付細則

2010年4月1日制定

「HEM-Net ドクターヘリ支援事業助成金交付要綱」(2010年4月1日制定)の3(1)に定める医師・看護師等研修助成事業の助成金の交付に必要な細則を以下のとおり定める。

1 助成金交付対象となる研修コース

HEM-Net 医師・看護師等研修実施要綱(2010年4月1日制定)(以下「研修実施要綱」という。)に定める研修コースとする。

2 助成金交付対象となる研修の要件

研修実施要綱に定める研修期間、日本航空医療学会の作成にかかる標準研修カリキュラムに準拠して実施する研修とする。

3 助成金の交付額

研修担当病院に対しては、別表1のとおり、研修コースに応じて、指導料、教材費、事務費を定額で助成する。但し、事務費については、定額を上回る経費を要した場合、領収書等の証拠書類により支出額を確認した上で、別表1に掲げる限度額の範囲内で助成金額を定める。

研修員派遣病院に対しては、当該病院が、当該病院の旅費規定に基づいて研修員に支給する旅費(日当、食料費、宿泊費及び往復交通費)相当額を実費助成する。なお、当該病院において研修員に対する旅費の支給を定める規定がない場合には、研修員に対し直接、別表2の額を支給する。

4. 助成金の交付及び申請方法

(1) 研修員派遣病院長は、研修開始の2週間前までに、「医師・看護師等研修助成事業交付金申請書」(様式VII-I)により、HEM-Net 理事長(以下、理事長という。)に対し、助成金の交付を申請するものとする。

理事長は、申請書及び添付書類を精査した上で交付額を決定し、研修開始時までに、研修員派遣病院長あてに「医師・看護師等研修助成事業助成金交付決定通知書」(様式VIII)により、決定した交付額を通知するとともに、指定の口座に支払うものとする。

研修員派遣病院長は、研修員に対し、通知書の写しを手交するものとする。なお、研修員が研修期間の途中で受講を取り止めた場合には、残日数分の日当・宿泊費を比例配分により返納するものとする。

(2) 研修担当病院長は、研修終了後2週間以内に「医師・看護師等研修助成事業助成金

交付申請書」(様式Ⅶ―Ⅱ)により、理事長に対し、助成金の交付を申請するものとする。

理事長は、申請書及び添付書類を精査し、交付額を決定し、研修担当病院長あてに「医師・看護師等研修助成事業助成金交付決定通知書」(様式Ⅷ)により、決定した交付額を通知するとともに、翌月末までに指定の口座に支払うものとする。

別表1 研修担当病院への助成金額

研修名	研修期間	指導料	教材費	事務費
へり搭乗医師研修コース	長期コース	90万円	5万円	定額30万円 限度額45万円
	短期コース	30万円	5万円	定額10万円 限度額15万円
へり搭乗看護師研修コース	長期コース	20万円	5万円	定額10万円 限度額15万円
	短期コース	10万円	5万円	定額5万円 限度額 7万5千円
運行責任者研修コース	長期コース	40万円	5万円	定額10万円 限度額15万円
	短期コース	20万円	5万円	定額5万円 限度額 7万5千円

【注】○ 「研修調整委員会」の議により、上記の研修期間以外の研修コースが設定されたときは、上記の研修助成金額を、日数により、比例按分する。

別表2 研修員の旅費の助成額

区分	交通費	日当・食料費	宿泊費
医師	往復の実費	日額 7千円	日額 5千円
看護師	往復の実費	日額 5千円	日額 5千円
運航責任者	往復の実費	日額 9千円	日額 5千円